

毎週火、金曜日発行(但休日に当る)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

(正日)

鳥取県公報

目次

- 鳥取県立自然公園条例
- 鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例
- 鳥取県庁舎建設促進審議会設置条例を廃止する条例
- 鳥取県財産評価審議会設置条例
- 鳥取県史編さん審議会設置条例
- 鳥取県立整肢学園使用料手数料条例
- 鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び授業料に関する条例
- 鳥取県立病院使用料手数料条例
- 鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例
- 鳥取県漁業協同組合合併助成条例
- 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例
- 職員の手当に関する条例の特例に関する

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する条例

条例

鳥取県立自然公園条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県立自然公園条例

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定(第三条・第四条)
- 第三章 公園計画(第五条・第六条)
- 第四章 保護及び利用(第七条・第十一条)
- 第五章 雑則(第十二条)
- 第六章 罰則(第十三条・第十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の規定に基づき、県立自然公園の指定、保護、利用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県立自然公園 県内にあるすぐれた自然の風景地であつて、知事が第三条第一項の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

第二章 指定

(指定)

第三条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の長及び鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)に基づき設置された鳥取県観光総合審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 県立自然公園の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定(第三条・第四条)
- 第三章 公園計画(第五条・第六条)
- 第四章 保護及び利用(第七条・第十一条)
- 第五章 雑則(第十二条)
- 第六章 罰則(第十三条・第十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の規定に基づき、県立自然公園の指定、保護、利用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県立自然公園 県内にあるすぐれた自然の風景地であつて、知事が第三条第一項の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

第二章 指定

(指定)

第三条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の長及び鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)に基づき設置された鳥取県観光総合審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 県立自然公園の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第四条 前条の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三章 公園計画

(公園計画の決定)

第五条 公園計画は、知事が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第六条 前条の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

第四章 保護及び利用

(特別地域)

第七条 知事は、県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定

及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行なう行為は、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 四 高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを採取すること。

4 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前項の規定は、適用しない。

(条件)

第八条 前条第三項の許可には、県立自然公園の風致を維持するために必要な限度において、条件を附すること

とができる。

(原状回復命令等)

第九条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があるとき、第七條第三項の規定又は前條の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

(立入検査)

第十条 知事は、第七條第三項又は前條の規定による処分をするために必要があるときは、その必要な限度において、当該職員をして、特別地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第七條第三項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しな

ればならない。

(集団施設地区)

第十一条 知事は、県立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。

2 第三條第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

第五章 雑則

(委任)

第十二條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第十三條 第九條の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十四條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項の規定に違反した者

二 第八條の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第十五條 第十條第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五千元以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(鳥取県立公園条例の廃止)

2 鳥取県立公園条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第八号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に鳥取県立公園条例第二條の

規定により指定されている県立公園は、この条例による県立自然公園とみなし、その区域は、この条例による県立自然公園の区域とみなす。

(鳥取県観光総合審議会設置条例の一部改正)

4 鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を次のように改正する。

第二條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 県立自然公園の指定、指定の解除若しくは区域の変更又は公園計画の決定、廃止若しくは変更

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第

四十号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 法第二百四十二条第二項の規定による決算及び証書類は翌年度九月三十日までに、法第二百四十四条第二項の規定による貸借対照表その他必要な書類は翌年度五月三十一日までに、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十条第二項の規定による決算及び証書類その他の書類は翌年度六月十日までに、それぞれ委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。

第九条を次のように改める。

第九条 法第二百四十二条第二項の規定による決算及び証書類の審査は審査に付された日から六十日以内に、法第二百四十四条第二項の規定による貸借対照表その他必要な書類の審査は審査に付された日から三十日以内に、地方公営企業法第三十条第二項の規定による決算及び証書類その他の書類の審査は審査に付された日から二十日以内に、その意見を付して知事へ送付しな

ければならぬ。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県産業教育審議会条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一年」を「二年」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十八年六月二十一日から施行する。

鳥取県庁舎建設促進審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県庁舎建設促進審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県庁舎建設促進審議会設置条例(昭和三十五年七月鳥取県条例第三十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県財産評価審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県財産評価審議会設置条例(設置)

第一条 県有財産の購入、売却、交換等に関し、適正な評価を行なうことに資するため、鳥取県財産評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。

- 一 一件見積価格五百万円以上の土地及び建物の購入
- 二 一件見積価格二百万円以上の土地及び建物の売却及び交換
- 三 一件三千平方メートル以上の土地及び一件延べ面積千五百平方メートル以上の建物の購入
- 四 一件千五百平方メートル以上の土地及び一件延べ面積八百平方メートル以上の建物の売却及び交換
- 五 前各号に掲げるものは、特に知事が必要と認める事項

2 同一の目的をもつて行なう一連又は一団の土地及び建物の購入、売却及び交換の場合における前項の規定の適用については、「一件」とあるのは「一連又は一

「田」と読み替えるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特別の事情があると認めるときは、会長の指名した委員で審議会の会議を開くことができる。

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第八条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、第六条の規定にかかわらず、委員の過半数に文書をもつて合議し議決に代えることができる。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県史編さん審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県史編さん審議会設置条例

(設置)

第一条 鳥取県史の編さんを推進することに資するため、鳥取県史編さん審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、鳥取県史の編さんについて調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又

は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が審議会にはかつて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に
関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県立整肢学園使用料手数料条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県立整肢学園使用料手数料条例

(使用料及び手数料の納付)

第一条 鳥取県立整肢学園において医療若しくは健康診
断を受け、文書の交付を受け、又はその施設を使用す
る者は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、こ
の条例の定めるところにより使用料又は手数料を納付
しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき使用料の額は、昭

和三十二年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規
定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づき
診療報酬点数表(甲)により算定した額によるほか、
別表第一のとおりとし、手数料の額は、別表第二のと
おりとする。

(使用料及び手数料の納付方法)

第三条 この条例の規定により納付する使用料及び手数
料は、支払伝票により現金をもつて納付しなければな
らない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、第
一条の規定にかかわらず、使用料又は手数料を減免す
ることができる。

(既納の使用料及び手数料)

第五条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別
に定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

別表第一

診断料及び検案料

健康診断 一件につき 二百円

死体検案 一件につき 二百円

変死体検案 一件につき 四百円

別表第二

文書料

普通診断書 一通につき 五十円

健康診断書 一通につき 百円

各種証明書 一通につき 百五十円以内

死亡診断書 一通につき 百円

死体検案書 一通につき 百円

変死体検案書 一通につき 百円

鳥取県立歯科衛生士学院入学選拔手数料及び授業料に
関する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県立歯科衛生士学院入学選拔手数料

及び授業料に関する条例

(入学選拔手数料及び授業料の納付)

第一条 鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」とい
う。)の入学選拔試験を受けようとする者は、この条
例の定めるところにより入学選拔手数料を納付しなけ
ればならない。

2 学院に在学する者は、この条例の定めるところによ
り授業料を納付しなければならない。

(入学選拔手数料及び授業料の額)

第二条 入学選拔手数料及び授業料の額は、次の各号の
とおりとする。

一 入学選拔手数料 五百円

二 授業料(月額) 千五百円

(入学選拔手数料及び授業料の納付方法)

第三条 入学選抜手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

2 授業料は、毎月十日までに納額告知書により納付しなければならない。ただし、一月分の授業料の納付は一月二十日まで、八月分の授業料の納付は九月十日まで、納付期限以後に復学した者の当該復学の日の属する月分の授業料の納付はその月の末日までとする。

(授業料の免除等)

第四条 休学が月の全部にわたるときは、当該月分の授業料の納付を免除する。

2 月の中途に入学し、休学し、復学し、又は退学した者は、当該月分の授業料を納付しなければならない。

(既納の入学選抜手数料及び授業料)

第五条 既に納付した入学選抜手数料及び授業料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立病院使用料手数料条例をここに公布する。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県立病院使用料手数料条例

(使用料及び手数料の納付)

第一条 鳥取県立病院において医療若しくは健康診断を受け、文書の交付を受け、又はその施設を使用する者は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、この条例の定めるところにより使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき使用料の額は、昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づく診療報酬点数表(甲)又は歯科診療報酬点数表により算定した額によるほか、別表第一のとおりとし、手数料の額は、別表第二のとおりとする。

(使用料及び手数料の納付方法)

第三条 この条例の規定により納付する使用料及び手数料は、支払伝票により現金をもつて納付しなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一条の規定にかかわらず、使用料又は手数料を減免することができる。

(既納の使用料及び手数料)

第五条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の廃止)
2 鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例(昭和

二十四年二月鳥取県条例第五号)は、廃止する。

別表第一

一 診断料及び検案料

各種健康診断 一件につき 三百円(一科のみの場合は二百円)

生命保険診断 一件につき 二百円

恩給診断 一件につき 二百円

死体検案 一件につき 二百円

変死体検案 一件につき 四百円

二分べん料

単胎 二千五百円(午後五時から翌日午前八時 三十分までの間は二割増)

双胎 五千円(午後五時から翌日午前八時 三十分までの間は二割増)

三 特別入院施設料

1 鳥取県立中央病院

特別室 一床 一日につき 四百円

一人室

変死体検案書 一通につき 百円
鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例をここに公布する。
昭和三十八年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例
鳥取県条例第十一号

(受講手数料の納付)
第一条 職業訓練法(昭和三十三年法律第三百三十三号)第二十二條第三項第二号、職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第九十九号)第一条第三号又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十四年労働省令第十九号)附則第二項第五号の規定による訓練を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、受講手数料を納付しなければならない。

(受講手数料の額)
第二条 受講手数料の額は、千円とする。

別表第二	甲 一床 一日につき	二百円
	乙 一床 一日につき	百五十円
	二人室 一床 一日につき	百三十円
	四人室 一床 一日につき	七十円
2 鳥取県立厚生病院		
一人室 一床 一日につき	百円	
二人室		
甲 一床 一日につき	六十円	
乙 一床 一日につき	四十円	
文書料		
普通診断書	一通につき	五十円
各種健康診断書	一通につき	百円
各種証明書	一通につき	百五十円以内
死亡診断書	一通につき	百円
生命保険診断書	一通につき	百円
恩給診断書	一通につき	三百円
死体検案書	一通につき	百円

(受講手数料の納付方法)
第三条 受講手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

(既納の受講手数料)
第四条 既に納付した受講手数料は、還付しない。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業協同組合合併助成条例をここに公布する。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第十二号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例

(目的)
第一条 この条例は、漁業協同組合(以下「組合」という。)の健全な発展に資するため、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成の措置を定めて、組合の合併の促

進を図ることを目的とする。

(助成措置)

第二条 知事は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 組合が合併した場合にその合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合(以下「合併組合」という。)に対し、合併に関する調査研究のために要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

二 合併に際して、合併する組合の組合員の持分を調整するため組合が当該組合の組合員に貸し付けた資金の利息を合併組合が減免した場合に、当該合併組合に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

三 合併組合が合併前の組合から引き継いだ固定した債権のうち知事が認定した額に相当する資金を調達

するために借り入れた借入金の子の支払に要する経費の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

四 合併組合がその事業経営を適正かつ能率的なものにするため、施設の統合整備を行なう場合における施設の改良、造成又は取得に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

(補助対象)

第三条 前条の規定により補助金の交付を受けることのできる市町村は、次の各号の要件のすべてをみたす合併組合に対し助成を行なう市町村とする。

一 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項に規定する勧告を受けて合併した組合であること。

二 合併経営計画を立てて合併した組合であること。

三 昭和三十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までに合併した組合であること。

2 前項第二号の合併経営計画は、知事の認定を受けな

ければならない。

(委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に關する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県公用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に關する条例

(趣旨)

第一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十五条第一項第一号又は第二号(第九十四条第六項(第二百二十八条第一項)において準用する場合を含む)

む。() 第二百二十四条第三項(第三百三十八条第一項)において準用する場合を含む。() において準用する第九十四條第六項又は第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。() の規定により、鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人に支給する手当の額及びその支給方法については、この条例の定めるところによる。

(手当の額)

第二条 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容により千円以上一万円以下の範囲において、知事がそのつと定める。

2 参考人の手当の額は、一日につき千二百円をこえない範囲において、知事がそのつと定める。

(手当の支給)

第三条 手当は、鑑定又は審問のつと支給する。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

職員の退職手当に關する条例の特例に關する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

職員の退職手当に關する条例の特例に關する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察職員の退職手当に關する特例を定めることを目的とする。

(在職期間の通算)

第二条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)施行の際、現に自治体警察職員たる者が引き続いて職員としての退職手当に關する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「条例」という。)となつた場合における、その者の自治体警察職員としての引き続いた在職期間(その者の国家公務員としての引き続いた在職

期間であつて、自治体警察職員としての引き続きいた在職期間に引き続きいたものを含む。以下同じ。)は、職員としての引き続きいた在職期間に通算する。

2 他の都道府県の警察職員たる者が引き続きいて職員となつた場合において、その者が警察法施行の際現に自治体警察職員たる者より引き続き地方警察職員となつた者であるときは、その者の自治体警察職員としての引き続きいた在職期間及び当該都道府県警察職員としての引き続きいた在職期間は、職員としての引き続きいた在職期間に通算する。

(在職期間の計算)

第三条 本県内において、国家地方警察職員から引き続き自治体警察職員となり、又は自治体警察職員から引き続き国家地方警察職員となり、若しくは自治体警察職員から引き続き他の自治体警察職員になつた者で、退職手当の支給を受けた者が引き続きいて職員となつた場合、その者の在職期間の計算は、条例第九条第五項ただし書及び附則第七項の規定にかかわらず、これを

職員として在職した期間とみなして、通算する。

(退職手当を受けた者の退職手当)

第四条 前条の規定により計算した退職期間に対する退職手当の額は、条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算して得た退職手当の額から、その者が退職した際に受けた退職手当の額を基礎とし、経済事情の変動等を考慮して、人事委員会の定める額を控除した額とする。

(在職期間の計算)

第五条 第三条に規定する在職期間の計算の特例を除く外、在職期間の計算については、昭和三十九年三月一日以後の在職期間にあつては、条例第九条第五項の規定を、同年二月二十八日以前の在職期間にあつては、条例附則第七項から第十項までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十一月一日から適用する。

(鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例の廃止)

2 鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第四十五号)は、廃止する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和三十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第五号を次のように改める。
五 結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当

第二条に次の三号を加える。

二十三 爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当

二十四 と畜検査員の特殊勤務手当

二十五 狂犬病予防員の特殊勤務手当

第六条中「三十円」を「六十円」に改める。

第十条を次のように改める。

(結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当)

第十条 結核病棟又は伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当は、看護婦、准看護婦、看護助手又は用務員が病院の結核病棟又は伝染病棟において業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六十円とする。

第十一条第二項中「二十四円」を「六十円」に改める。

第十二条第二項中「七千円」を「九千円」に、「五千円」を「七千円」に改め、「六級 月額 三千円」を削る。

第十四条第一項中「並びに積善学園」を「積善学園及び整肢学園」に改める。

第十六条第三項中「四十円」を「五十円」に、「三千二百円」を「四千円」に改め、同条第五項中「二百二十円」を「百四十円」に改め、同条第七項中「百二十円」を「百四十円」に改める。

第十八条の二第二項中「三十円」を「六十円」に改める。

第二十二条第二項中「四十八円」を「当該職員の受ける給料月額二十五分の一に百分の十二を乗じた額」に改める。

第二十三条第二項中「四十八円」を「百円」に改める。

第二十五条第二項中「二十四円」を「六十円」に改める。

第二十六条第二項中「三十円」を「六十円」に改める。

第二十七条を第三十条とし、第二十六条の次に次の三条を加える。

(爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十七条 爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づき、完成検査、保安検査、容器検査又は立入検査の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六十円とする。

(と畜検査員の特殊勤務手当)

第二十八条 と畜検査員の特殊勤務手当は、と畜検査員がと畜場法(昭和二十八年法律第一百四号)の規定に基づき、獣畜のと殺検査又は解体検査の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六十円とする。

(狂犬病予防員の特殊勤務手当)

第二十九条 狂犬病予防員の特殊勤務手当は、狂犬病予防員が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定に基づき、予防注射、検診又は捕獲の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六十円とする。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

出 納	副 知 事	知 事	議 会 の 議 員			職 名	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)			食 事 料 (一日につき)
			議 長	副 議 長	議 員						甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
長	事	事	長	長	員	一等運賃及び一等特別座席料金	一等運賃	八	五〇〇	二、六五〇	二、一〇〇	五〇〇	四〇〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
七	"	"	"	"	"	"	"	"	四〇〇	二、三〇〇	一、八〇〇	四〇〇	"	

れらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この条例において「何等級」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号) 第三条第一項第一号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける者にあつては、職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)別表第一行政職給料表等級別区分表に定める等級をいい、行政職給料表の適用を受けない者にあつては、人事委員会規則で定めるこれに相当する等級又は等級号給をいうものとする。

3 この条例において「何等級何号給」という場合には、行政職給料表の適用を受ける者にあつては、当該行政職

給料表による等級の号給をいい、行政職給料表の適用を受けない者にあつては、人事委員会規則で定めること

別 表

一 車賃、日当、宿泊料及び食事料

区 分	車(一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 事 料 (一夜につき)
			甲 地 方	乙 地 方	
一等級の職務にある者	七 円	四〇〇 円	二、三〇〇 円	一、八〇〇 円	四〇〇 円
二等級又は三等級の職務にある者	六 円	三五〇 円	一、九〇〇 円	一、五〇〇 円	三五〇 円
四等級以下の職務にある者	五 円	三〇〇 円	一、五〇〇 円	一、二〇〇 円	三〇〇 円

れに相当する等級の号給をいうものとする。
別表を次のように改める。

備 考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「大蔵省令」という。)で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移 転 料

区 分	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
未 満	五十キロメートル	五十キロメートル以上	五十キロメートル以上	五十キロメートル以上	五十キロメートル以上	五十キロメートル以上
未 満	百キロメートル	百キロメートル以上	百キロメートル以上	百キロメートル以上	百キロメートル以上	百キロメートル以上
未 満	二百キロメートル	二百キロメートル以上	二百キロメートル以上	二百キロメートル以上	二百キロメートル以上	二百キロメートル以上
未 満	三百キロメートル	三百キロメートル以上	三百キロメートル以上	三百キロメートル以上	三百キロメートル以上	三百キロメートル以上
未 満	四百キロメートル	四百キロメートル以上	四百キロメートル以上	四百キロメートル以上	四百キロメートル以上	四百キロメートル以上
未 満	五百キロメートル	五百キロメートル以上	五百キロメートル以上	五百キロメートル以上	五百キロメートル以上	五百キロメートル以上
未 満	六百キロメートル	六百キロメートル以上	六百キロメートル以上	六百キロメートル以上	六百キロメートル以上	六百キロメートル以上
未 満	七百キロメートル	七百キロメートル以上	七百キロメートル以上	七百キロメートル以上	七百キロメートル以上	七百キロメートル以上
未 満	八百キロメートル	八百キロメートル以上	八百キロメートル以上	八百キロメートル以上	八百キロメートル以上	八百キロメートル以上
未 満	九百キロメートル	九百キロメートル以上	九百キロメートル以上	九百キロメートル以上	九百キロメートル以上	九百キロメートル以上
未 満	千キロメートル	千キロメートル以上	千キロメートル以上	千キロメートル以上	千キロメートル以上	千キロメートル以上
未 満	千二百キロメートル	千二百キロメートル以上	千二百キロメートル以上	千二百キロメートル以上	千二百キロメートル以上	千二百キロメートル以上
未 満	千四百キロメートル	千四百キロメートル以上	千四百キロメートル以上	千四百キロメートル以上	千四百キロメートル以上	千四百キロメートル以上
未 満	千六百キロメートル	千六百キロメートル以上	千六百キロメートル以上	千六百キロメートル以上	千六百キロメートル以上	千六百キロメートル以上
未 満	千八百キロメートル	千八百キロメートル以上	千八百キロメートル以上	千八百キロメートル以上	千八百キロメートル以上	千八百キロメートル以上
未 満	二千キロメートル	二千キロメートル以上	二千キロメートル以上	二千キロメートル以上	二千キロメートル以上	二千キロメートル以上
未 満	二千二百キロメートル	二千二百キロメートル以上	二千二百キロメートル以上	二千二百キロメートル以上	二千二百キロメートル以上	二千二百キロメートル以上
未 満	二千四百キロメートル	二千四百キロメートル以上	二千四百キロメートル以上	二千四百キロメートル以上	二千四百キロメートル以上	二千四百キロメートル以上
未 満	二千六百キロメートル	二千六百キロメートル以上	二千六百キロメートル以上	二千六百キロメートル以上	二千六百キロメートル以上	二千六百キロメートル以上
未 満	二千八百キロメートル	二千八百キロメートル以上	二千八百キロメートル以上	二千八百キロメートル以上	二千八百キロメートル以上	二千八百キロメートル以上
未 満	三千キロメートル	三千キロメートル以上	三千キロメートル以上	三千キロメートル以上	三千キロメートル以上	三千キロメートル以上

一等級の職務にある者	一九、二〇〇円	二二、四〇〇円	二七、二〇〇円	三〇、四〇〇円	四三、二〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、四〇〇円	八八、〇〇〇円
二等級の職務にある者	一六、八〇〇円	一九、六〇〇円	二三、八〇〇円	二六、六〇〇円	三七、八〇〇円	四九、〇〇〇円	六一、六〇〇円	七七、〇〇〇円
三等級の職務にある者	一四、四〇〇円	一六、八〇〇円	二〇、四〇〇円	二二、八〇〇円	三二、四〇〇円	四二、〇〇〇円	五二、八〇〇円	六六、〇〇〇円
四等級の職務にある者	一三、二〇〇円	一五、四〇〇円	一八、七〇〇円	二〇、九〇〇円	二九、七〇〇円	三八、五〇〇円	四八、四〇〇円	六〇、五〇〇円
五等級以下の職務にある者	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

備考 路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(公聴会参加者等の実費弁償条例の廃止)
- 2 公聴会参加者等の実費弁償条例(昭和二十二年六月鳥取県条例第十七号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例

の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項を次のように改める。

- 第二条 職員は、次に掲げるとおりとする。
- 一 警察官 七一人
 - イ 警視 二五人
 - ロ 警部 四六人
 - ハ 警部補・巡査部長 二七人
 - ニ 巡査 (警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。) 四二七人
 - 二 一般職員 一九四人

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第三条 第一項に次の三号を加える。

- 七 交通取締作業
 - 八 看守作業
 - 九 術科指導作業
- 第四条 第一項中「三十六円」を「八十円」に、同条第二項中「四十七円」を「百五十円」に、「七十二円」を「百六十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

- 一 知事の事務部局の職員 三、四五一
- イ 一般会計支弁に係る職員 三、〇七〇
- ロ 特別会計支弁に係る職員 三八一

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号。以下「法」という。)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区(以下「開発地区」という。)内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

(課税免除)

第二条 開発地区内において、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける設備(以下「設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定に

より、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

- 一 事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降三年間の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして低開発地域工業開発促進法施行令第三条第一号の額の計算に関する省令(昭和三十七年自治省令第十二号)の規定により計算した額に対して課する額
- 二 不動産取得税 租税特別措置法第十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地の取得(法第二条第一項の規定による開発地区の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日、翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する額
- 三 県が課する固定資産税 設備を新設し、又は増設した場合において、当該設備に対し固定資産税を課

することとなつた年度以降三年度間の各年度における当該新設し、又は増設した設備に対して課する額(課税免除の届出等)

第三条 前条の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、設備又は敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から三十日以内に県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 事業の種類及び製品名
- 三 事業計画
- 四 設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格
- 五 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の届出があつた場合において、必要があるとき認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。
(虚偽の届出者等に対する措置)

第四条 前条第一項の規定による期限内に正当な理由がなくして届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同条同項の届出をした者又は正当な理由なくして同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に對しては、第二条の規定は適用しないものとする。

(委任)

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分の県税から適用する。

(鳥取県工場設置奨励条例の適用除外)

第二条 鳥取県工場設置奨励条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第九号)は、開発地区内における開発地区の指定の日以後に係る工場の新設又は増設部分については、適用しない。

(読替え規定)

第三条 この条例の施行の日前において、本則第二条の規定により県税を課されないこととなる者については、本則第三条第一項中「設備又は敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から三十日」とあるのは「施行の日から三十日」と読み替えるものとする。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に關する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に關する条例

(目的)

第一条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民及び潜在者等の平穩な生活を保持することを目的とする。

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第二条 何人も、婦女に對し、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、婦女を著しくしゅう恥させ、又は婦女に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に對し、いいがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

3 何人も、祭礼又は興行その他の娯樂的催物に際し、多数の人が集まつている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しつけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に對し、立ちふさがりつきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で金品を要求してはならない。(押売行為等の禁止)

第四条 何人も、人の住居又は建造物を訪れて、物品の売買若しくは提供、広告若しくは寄附の募集又は物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供(以下「売買等」という。)を行なうに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をはのめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。
- 二 売買等の申込みをことわられたのにかかわらず、物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。
- 三 依頼又は承諾がないのに、物品の提供又は物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供を行な

つて、その対価をしつように要求すること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して売買等を行なうに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は依頼若しくは承諾がないのに物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供を行なつてその対価をしつように要求してはならない。

(景品買行為の禁止)

第五条 何人も、遊技場(風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)第一条第七号に規定する遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は遊技客につきまつて、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。(不当な客引行為の禁止)

第六条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、

不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について客引きをすること。

二 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等によりしつように客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第七条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)

第八条 第二条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処

する。

2 常習として第二条から第六条までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和三十八年六月一日から施行する。

職員^の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

別表第一の四等級の項中

「17,600
19,100
20,700」を「17,700
19,200
20,800」

に、同表の五等級の項中

「14,600
16,600
17,600
19,100
20,600」を「14,700
15,700
16,700
17,700
19,200
20,700」

同表の六等級の項中

「10,300
10,700
11,100
11,600
12,100
12,800
13,700
14,600
15,500
16,400
17,300
18,300
19,300
20,300
20,900
21,400
21,900」を「10,600
11,000
11,400
11,800
12,200
12,900
13,800
14,700
15,600
16,500
17,400
18,400
19,400
20,400
21,500
22,000」

別表第二の三等級の項中

「16,600
17,700
19,200
20,800」を「16,700
17,800
19,300
20,900」

に、同表の四等級の項中

「13,600
14,600
15,600
16,600
17,700
19,200
20,700」を「13,700
14,700
15,700
16,700
17,700
19,200
20,700」

19,300
20,800

に、同表の五等級の項中

「12,200
12,600
13,000
13,600
14,600
15,600
16,600
17,700
19,200
20,700」を「12,300
12,700
13,100
13,700
14,700
15,700
16,700
17,800
19,300
20,800」

に改める。

「13,700
14,700
15,700
16,700
17,800」

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

職員^の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員^の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員^の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第三のイ教育職給料表(一)の三等級の項中	11,100	11,600	12,100	12,800	13,600	14,500	15,500	16,600	17,700
を	11,400	11,800	12,200	12,900	13,700	14,600	15,600	16,700	17,800
別表第三のロ教育職給料表(二)の二等級の項中	12,800	13,900	15,000	16,900	18,000	19,100	20,200	21,300	22,400
を	12,900	14,000	15,100	16,200	17,300	18,400	19,500	20,600	21,700
に、同表の三等級の項中	11,100	11,600	12,100	12,800	13,600	14,500	15,400	16,400	17,400
に改める。	11,400	11,800	12,200	12,900	13,700	14,600	15,500	16,500	17,500

別表第四の四等級の項中	12,100	12,900	13,900	14,900	16,000	17,100	18,200	19,300	20,400
を	12,200	13,000	14,000	15,000	16,100	17,200	18,300	19,400	20,500
に改める。	12,100	12,800	13,700	14,600	15,500	16,400	17,300	18,200	19,100

別表第五のロ医療職給料表(二)の三等級の項中	14,600	15,600	16,600	17,600	18,600	19,600	20,600	21,600	22,600
を	14,700	15,700	16,700	17,700	18,700	19,700	20,700	21,700	22,700
に、同表の四等級の項中	11,000	11,400	11,800	12,200	12,900	13,800	14,700	15,600	16,500
に改める。	11,000	11,400	11,800	12,200	12,900	13,800	14,700	15,600	16,500

別表第五のハ医療職給料表(一)の二等級の項中	20,500	21,500	22,500	23,500	24,500	25,500	26,500	27,500	28,500
を	20,600	21,600	22,600	23,600	24,600	25,600	26,600	27,600	28,600
に、同表の三等級の項中	13,900	14,800	15,700	16,600	17,500	18,400	19,300	20,200	21,100
を	14,000	14,900	15,800	16,700	17,600	18,500	19,400	20,300	21,200
に改める。	13,900	14,800	15,700	16,600	17,500	18,400	19,300	20,200	21,100

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。
(旧号給を受けていた期間の特例)

7 附則別表第六に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号給が教育職給料表(一)の二等級の二十二号給から三十五号給までの号給である職員(以下この項において「教育職員」という。)以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

附則第十四項に後段として次のように加える。
この場合において、改正前の給与条例の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の給与条例の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の給与条例の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の次に次の一項を加える。
(勤勉手当の額の特例)

12 昭和三十七年十二月十五日において改正前の給与条例の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の給与条例の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の給与条例の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の給与条例の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

附則別表第一の四等級の項中
 「18,700
 19,800
 21,000」を「18,800
 19,900
 21,100」に改める。

六等級の項中
 「18,200
 19,100
 19,700」を「18,300
 19,200
 19,800」に改める。

附則別表第二の三等級の項中
 「18,800
 19,900
 21,100」を「18,900
 20,000
 21,200」に改める。

附則別表第五のハ医療職給料表Bの適用を受ける者の二等級の項中
 「19,600
 20,800」を「19,700
 20,900」に改める。

附則
 「18,600
 19,600
 20,600」を「18,700
 19,700
 20,700」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例(昭和三十一年七月鳥取県条例第三十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価 一部月価二五〇円(郵送料共))